

伊勢市避難マニュアル

伊 勢 市

目次

第1章 総論

第1節	マニュアル作成の目的	1
第2節	住民避難に関わる基本的な考え方	1
1	本マニュアルの主眼点	1
2	避難に係る集合場所・施設	2
3	住民避難の基本タイプ	2
4	基本タイプ別の避難方法	3
5	住民等への「避難の指示」までの流れ	5
6	「避難の指示」の連絡及び協議事項 一覧	6
第3節	市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点	7
1	市の人口	7
2	大規模集客施設及び観光客	7
3	災害時要援護者（自力避難困難者等）の把握	7
4	道路	8
5	交通手段	9

第2章 避難実施要領の策定

第1節	避難実施要領に定める事項等	11
第2節	避難実施要領作成の留意事項	12
第3節	輸送手段による避難のフロー	14
第4節	避難実施要領のパターン	16
1	市において想定される武力攻撃事態	16
2	市において想定される緊急処理事態	17
第5節	市における避難実施要領のパターン（モデル）	18
1	避難実施要領のパターン（モデル）	18

第1章 総論

第1節 マニュアル作成の目的

市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、県警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関の意見を聴き所要の調整を行いつつ、速やかに避難実施要領を定めなければならない(国民保護法(以下「法」という。)第61条)。また、三重県国民保護計画では、市はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされている。これは、避難実施要領の記載内容及び作成手順の一定の相場観及びノウハウを培っておくことで、実際に事態が発生した際に当該要領の迅速な作成に資するためである。

市は、かかる責務を確実に果たすために、住民避難に関わる基本的な考え方、市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点を考慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成したものである。

第2節 住民避難に関わる基本的な考え方

1 本マニュアルの主眼点

武力攻撃事態等が発生した際の緊急対処として、市に求められる主要な役割は、住民を安全な避難先地域に避難誘導することにあることは言うまでもない。そのために行うべき前段階や後段階における、市としての対処は多岐に及ぶため、本マニュアルでは、住民避難に関わる事項に絞るとともに、次の点に主眼をおいて内容をまとめた。

(1) 市内ないし県内の避難

県の「市町避難実施要領の手引き」では、避難先がどこになるかによって「屋内避難」、「市内の避難」、「県内の避難」、「県外の避難」の4パターンに分類するとともに、「県外への避難」については、他県との調整を待つ必要等から、当該要領の対象から外している。したがって、本マニュアルにおいても「県外への避難」は、対象としないこととした。

(2) 観光地を有する市の特性

市の地理的、社会的特徴として、おかげ横丁、二見夫婦岩等の大規模集客施設や名所・旧跡等が市内に多数あり、年間を通じて県内外及び国外からも多数の観光客が訪れる観光地であることが挙げられる。

おかげ横丁の入丁者数は、年間約320万人、1日あたり平均約8,600人が滞在している。また、旅館宿泊者数は、年間宿泊延人約40万人、1日あたり平均約1,000人が宿泊している。住民避難を検討する際には、市の居住者人口(約136,000人)だけでなく、観光滞在者も含めた総数(平均約160,000人、ピーク時は約300,000人超と推定される)を念頭におく。

注)伊勢神宮参拝者数は、年間約560万人、ピーク時(初参り1月1日)約20万人である。

(3) 災害時要援護者(自力避難困難者等)

市には、多数の自力避難困難者(重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する

者、日本語を解せない外国人、入院患者、乳幼児等で自力避難が困難な人をいう。) 自力避難困難者以外の幼児(5歳未満) 65歳以上の高齢者、自宅療養の重篤な傷病人や妊婦等の災害時要援護者に含まれる人が在住する。

また、県外及び国外からの観光客は、市の地理状況に不慣れであることから、避難の方法について特段の配慮をする必要がある。

2 避難に係る集合場所・施設

市は、「避難の指示」によって避難する住民を受け入れ、炊き出し等の救援を行う「施設」に無事に住民を誘導することが求められるが、これら避難にかかる場所・施設について本マニュアルでは次のとおり扱う。

名称	内容説明	施設の具体例
避難施設 (集合場所)	住民を避難させ、または避難住民の救援を行うため「法(第148条)」に基づいて、県があらかじめ指定した、次の用途に供される施設 (1) 避難住民を受け入れる施設 (2) 避難住民が避難生活を行う施設 (3) 避難・退避の指示により一時的に避難する施設やオープンスペース、あるいは一時的に避難生活する場所	コミュニティセンター、公民館、公園、駐車場、避難通路、遊歩道、環境改善センター、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、体育館等

3 住民避難の基本タイプ

(1) 基本タイプの分類

「法」に基づく市の避難は、避難先またはその特性から次の5タイプに分類できる。

屋内避難(退避を含む)

市内避難(退避を含む)

県内避難(市から県内の他の市町への避難)

離島避難(本市には有人離島がないため、本マニュアルの対象にしない)

県外避難(本マニュアルの対象にしない)

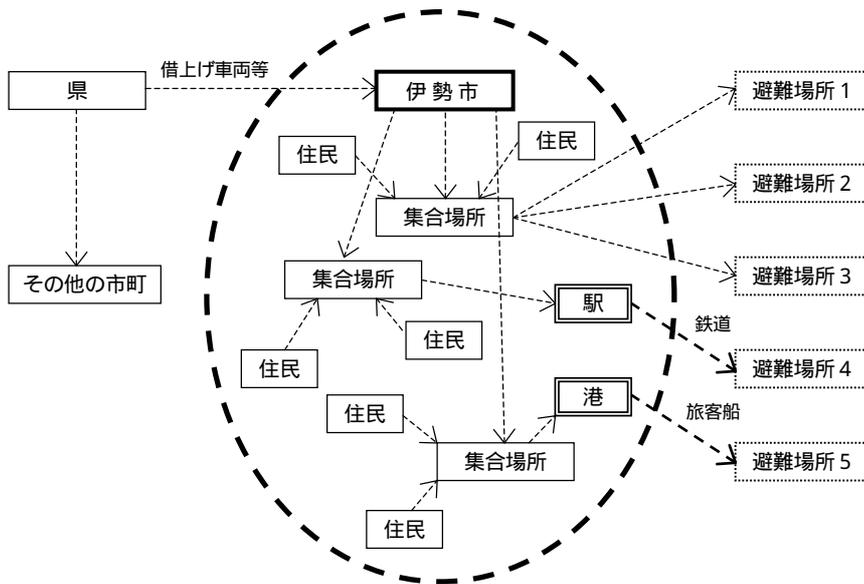
(2) 住民避難誘導のイメージ

最寄りの避難施設(集合場所)までは、徒歩が原則となる。

避難施設(集合場所)から市の避難施設、県内あるいは県外の避難施設への移動は、県が手配した借上げ車両等(以下「県からの借上げ車両等」という。)が原則になるが、避難の規模(住民数や距離)や時間的な余裕の程度など、その時の状況によって鉄道または旅客船を使用する場合もある。

徒歩による避難が困難である災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、バス等の県からの借上げ車両または公用車等を使用する。

なお、住民避難の基本的な考え方を以下の図に示す。



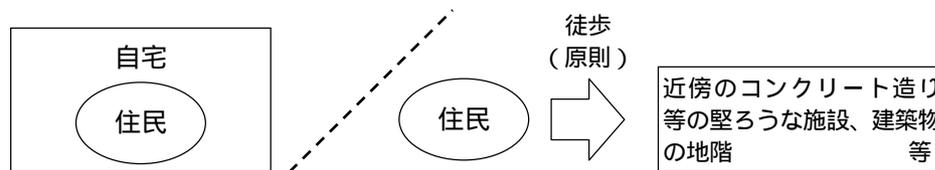
4 基本タイプ別の避難方法

(1) 屋内避難

避難場所：自宅建物、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等

避難方法：原則として徒歩により速やかに屋内に避難する。

その後、事態の推移、被害の状況等により(2)から(4)に掲げる方法により他の安全な地域に避難する。

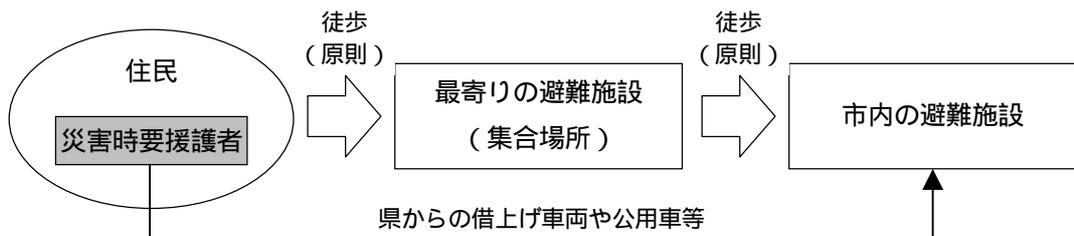


(2) 市内避難

避難場所：市内の避難施設

避難方法：徒歩を原則とする。

ただし、徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難に限り、バス等の借上げ車両(登録自家用車を含む。)及び公用車(これら車両を以下「借上げ車両等」という。)を補完的に使用する。

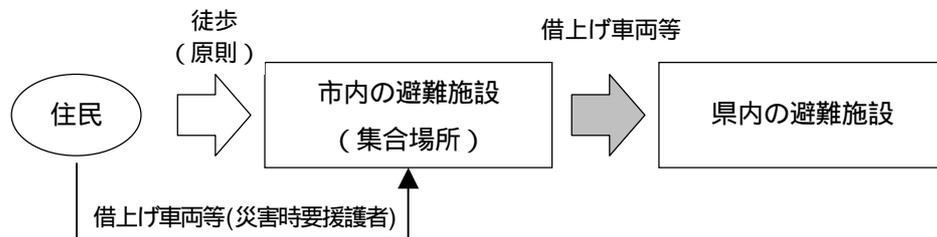


(3) 県内避難

避難場所：県内の避難施設

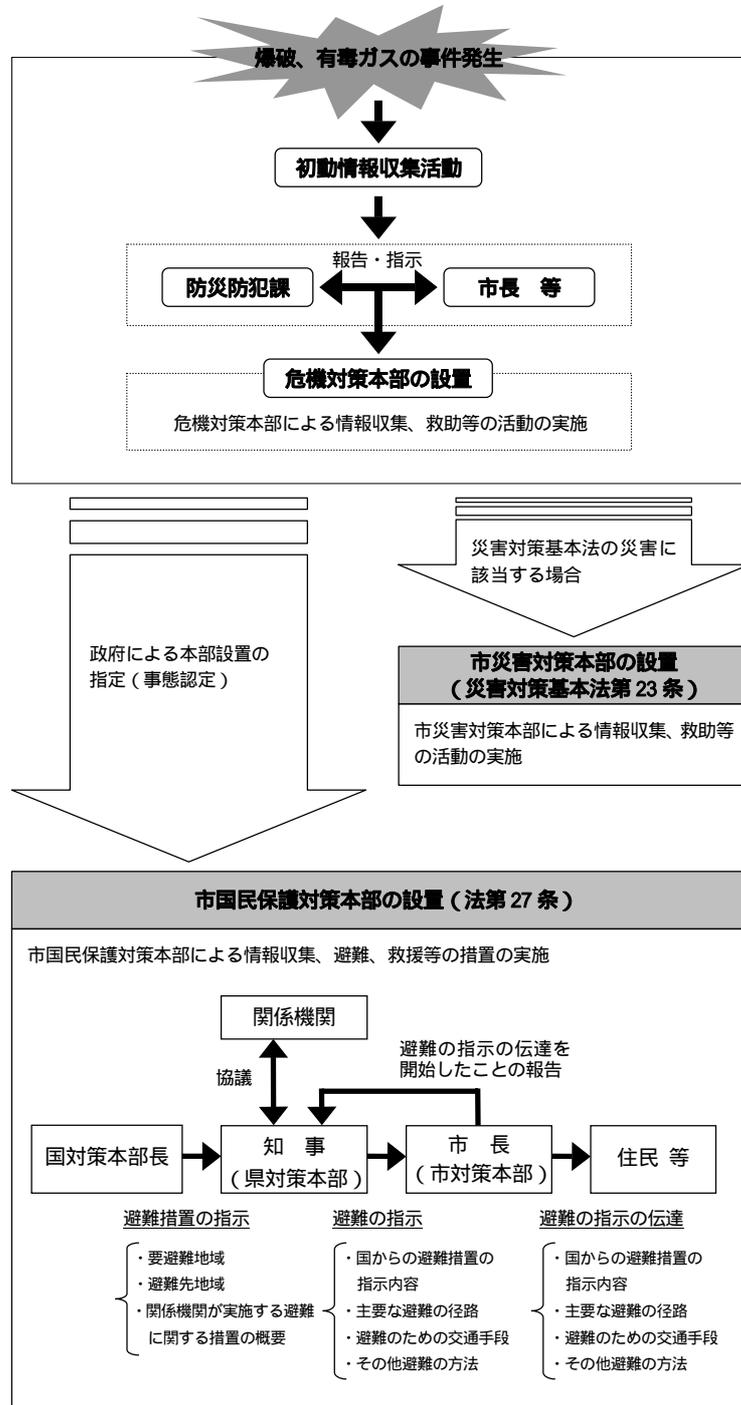
避難方法：市内避難施設への避難は(2)市内避難のとおり。

市内避難施設から県内の避難施設へは、借上げ車両等を使用する。



5 住民等への「避難の指示」までの流れ

危機発生時から、武力攻撃等の事態認定後に「法」による「避難の指示」が住民等に伝達されるまでの流れを下図に示す。



6 「避難の指示」の連絡及び協議事項 一覧

協議先	連絡及び協議事項	
市が要避難地域 の場合	[避難の指示前] ・ 避難対象地域の避難者数 ・ 輸送手段ごとの避難対象者数（鉄道、バス、災害時要 援護者の避難に用いる自家用車等） ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の有無 ・ 観光客の避難	市 県 市 県 県 市 県 市
	[避難の指示後] ・ 鉄道の臨時ダイヤの連絡 ・ 手配したバスの台数の連絡 ・ バスの初期配置場所 ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法 ・ 災害時要援護者の避難方法	県 市 県 市 市 県 県 市 県 市
市が避難先地域 の場合	[避難の指示前] ・ 避難者数 ・ 受入区域	県 市 県 市
	[避難の指示後] ・ 受入避難施設 ・ 鉄道の臨時ダイヤの連絡 ・ 手配したバスの台数の連絡 ・ 災害時要援護者の避難方法	県 市 県 市 県 市 県 市

県 : 県対策本部

市 : 市対策本部

: 連絡

: 協議

第3節 市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点

1 市の人口

(特性)

市の人口は、136,173人である(平成17年10月1日現在)。

昼夜間人口比率は、99.4%(平成12年10月1日現在)と若干の流出超過になっている。

市の地区別には、伊勢地区(本庁約42,000人、支所約56,000人)に市の7割数以上が居住し、また、二見地区(約9,000人)、小俣地区(約18,000人)、御園地区(約9,000人)に分散している。

(留意点)

要避難地域の避難人員は、児童・生徒、災害時要援護者(自力避難困難者等)それ以外の大人(15歳以上)ごとに人数を把握する。

局所的な武力攻撃災害等に対しては、地域限定的な警戒区域の設定・避難の指示が考えられるため、区域の人口は町別単位で把握する。

2 大規模集客施設及び観光客

(特性)

市内には、多数の大規模集客施設が存在する。

市には、年間約740万人の観光客が訪れている。このうち約40万人は宿泊滞在者である。

観光ピーク時(1月)の観光滞在者は、月間約260万人(外国人約3,000人、宿泊客約30,000人)と推定される。この時の1日あたりの平均観光客は約85,000人超、また1日あたりの平均宿泊滞在者は1,000人に及ぶ。

(留意点)

武力攻撃災害等が発生した時間、営業日に応じた大規模集客施設等の利用者数を把握する(各施設管理者が入場・利用者数を把握 市に通報)。

市の大規模集客施設等にいる観光客は、現地の地理状況に不慣れであることから、特に県外及び国外からの利用者、滞在者などには、避難の方法について特段の配慮をもって周知する必要がある。

観光バス、自家用車利用による滞在者は、努めて利用してきた観光バス、自家用車で指定の避難経路から避難するように誘導する。

公共交通機関利用(鉄道、バス、フェリー)による観光客は、住民と同様に避難誘導する。

3 災害時要援護者(自力避難困難者等)の把握

(1) 障害者、要介護認定の高齢者の人員

(特性)

市の要介護認定の高齢者は約5,200人、独居の高齢者は約0,000人、障害者は約6,000人在住している(平成17年3月31日現在)。

(留意点)

要避難地域において、避難誘導が必要となる重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者の人数を把握する(平素から、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体との連携を保持する)。

障害者、要介護認定の高齢者については、避難の際に借上げ車両の手配や自家用車両の使用を考慮する。

(2) 入院患者の把握

(特性)

市内には一般病院が6箇所(病床数1,444床)あり、延べ入院患者数120,981人(平成17年度)である。病床数は山田赤十字病院の631床が最も多く、次いで伊勢総合病院の419床である。

(留意点)

要避難地域内の医療施設における入院患者の人数を把握する。(入院患者の人数は、病床数をもって代替する。)

入院患者については、避難の際に救急車、医療機関車両を手配するほか、借上げ車両の手配や自家用車両の使用を考慮する。

(3) 外国人(外国人登録者数)

(特性)

市の外国人登録者数は1,414人で、ブラジルが470人、中国が436人、韓国または朝鮮が218人、フィリピンが90人、米国、イギリスまたはオーストリアが53人、その他が147人である(平成17年9月30日現在)。なお、観光等の短期滞在の外国人も多い。

(留意点)

要避難地域における地区ごとの外国人登録者数を把握する。

外国人への情報の伝達方法、避難誘導の要領の周知及び通訳者を確保する。

市の避難施設(集合場所)及び避難経路並びに大規模集客施設等の施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化に努める。

4 道路

(特性)

高規格幹線道路は、伊勢自動車道が市の西部から東方向へと縦断し、伊勢ICと伊勢西ICがある。

主要な国道は、伊勢市と松阪市を結ぶ国道23号線、鳥羽市を結ぶ国道42号線がある。そのほか主要地方道道鳥羽松阪線などによって各地域が結ばれている。

観光道路として、伊勢志摩スカイライン、伊勢二見鳥羽ラインがある。

(留意点)

避難経路の選定・道路使用にあたっては、武力攻撃に対する侵害排除、対処措置に係わる自衛隊、警察等関係機関と綿密に協議することが必要である。

避難経路は単一路線とせず、可能な限り複数路線を選定し、状況の変化に対応できるようにする。

避難経路の選定にあたり、経路の交通規制、警備・誘導體制を考慮し、避難経路の安全性を確保する。

(協議先)

機関名	調整内容
自衛隊	防衛作戦との整合 (避難経路とする路線が自衛隊の使用する路線と重複しないよう、路線及び利用時間を把握し、整合を図る。)
道路管理者	避難経路の選定、通行規制 交通状況・被害状況等の確認
消防本部・消防署	消防・救援活動との整合
警察署	通行規制、警備・誘導體制 交通状況・被害状況等の確認
海上保安部	避難経路の選定 港湾・航路等の状況確認

5 交通手段

(1) 鉄道

(特性)

近鉄山田線が宇治山田～伊勢中川間を、2両編成(定員250人)または3両編成(定員370人)と、4両編成(定員500人)または6両編成(定員750人)で、日中1時間にそれぞれ2本程度運行している。また、近鉄鳥羽線が宇治山田～鳥羽間を、2両編成(定員250人)で日中1時間に2本程度運行している。

JR東海参宮線が多気～伊勢～鳥羽間を1両編成(定員120人)と2両編成(定員250人)で日中1時間に1本程度運行している。

大阪方面へは、近鉄山田線～近鉄大阪線が、名古屋方面へは、近鉄名古屋線、JR東海紀伊本線があり、亀山で両方面を結ぶJR西日本関西本線がある。

(留意点)

要避難地域と避難先地域の駅を把握し、移動の所要時間、輸送可能人員を把握する。

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

(協議先)

機関名	調整内容
近鉄、JR東海	使用可能車両数・輸送可能人員、使用可能開始時期

(2) バス

(特性)

三重交通に定期路線バスを運行委託している「自主運行路線」とパールロード特急線として「第3種生活路線」がある。

バス営業所及び車両基地は、伊勢市及び隣接する志摩市に集中して配置されている。

(留意点)

要避難地域における避難人員数と配分されたバスの輸送可能人員数を検討する。

配分される車両数、避難先地域までの所要時間、同時輸送可能人員、往復回数等を把握する。

バス営業所及び車両基地から集合場所への所要時間を考慮する。

大規模集客施設等に観光バス、自家用車両で来訪している利用者は、当該車両を避難に用いることも考慮する。

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

(協議先)

機関名	調整内容
三重交通ほか	使用可能車両数・輸送可能人員、使用可能開始時期

(3) 船舶

(特性)

地方港湾である宇治山田港（一般船舶の泊港）及び計5つの漁港を持つ。

(留意点)

海上輸送の考えられる港湾において、利用可能な旅客船の隻数及び旅客輸送人員を把握する。

要避難地域と避難先地域における港湾または漁港を選定し、それぞれの港に入港可能な旅客輸送人員等を把握する。

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

(協議先)

機関名	調整内容
海上保安部	船舶避難のための調整

第2章 避難実施要領の策定

第1節 避難実施要領に定める事項等

市長は、県から「避難の指示」の通知を受けたときは、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。避難実施要領に定める事項等は、次に示すとおりである。

《避難実施要領の策定フロー》

受信《県 市》	県対策本部長による「避難の指示」を受信
避難実施要領の策定	<p>《避難実施要領に定める事項》</p> <p>(1) 避難先・経路・手段・その他避難の方法 全般的な方針 避難施設の名称・所在等 避難の経路、避難の手段、避難開始時期等</p> <p>(2) 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等 避難誘導の具体的な実施方法 職員配置・役割分担 避難残留者の確認 災害時要援護者への対応</p> <p>(3) 避難の実施に関して必要な他の事項 緊急時の連絡先 避難実施要領の住民への伝達 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得 市が住民等に周知すべき留意事項 市職員の安全の確保 市対策本部における各部の役割 避難誘導にかかる連絡調整等 避難住民の受入・救助活動の支援</p>
避難実施要領の伝達	<p>《伝達先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民及び関係のある公私の団体 ・市の他の執行機関 ・消防本部 ・警察署 ・海上保安部 ・放送事業者 避難実施要領の内容を提供 ・自衛隊 ・その他関係機関 <p>国民保護法上、指定公共機関または指定地方公共団体である放送事業者は、その業務計画の定めるところにより、警報の内容、避難の指示の内容を放送することが義務づけられているが、避難実施要領はそのような関係になく、放送事業者に対して、任意の協力を求めることとなる。</p>

第2節 避難実施要領作成の留意事項

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を明示するとともに、自治会・町内会、学校、大規模集客施設、旅館・ホテル等の宿泊施設の事業所等、避難する時間帯や時間的余裕を考慮に入れて、その時の状況に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(2) 避難先

避難施設の名称、住所及び連絡先を具体的に記載する。

(3) 避難施設（集合場所）及び集合方法

避難住民の誘導及び運送の拠点となる避難施設（集合場所）の住所及び場所名を明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(4) 集合時間及び出発時間

集合時間及び避難の際の交通手段の出発時刻及び避難誘導を開始する時間を記載する。

(5) 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会・町内会及び近隣住民間での点呼・安否確認等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に避難のため使用する交通手段を明示するとともに、避難経路等避難誘導の詳細を記載する（地区ごと、町ごとまたは集合場所ごと記載）。

(7) 市職員及び消防職団員の配置等

避難住民の誘導が的確かつ迅速に行えるよう、市職員及び消防職団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(8) 災害時要援護者（自力避難困難者等）への対応

災害時要援護者（介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、重度の障害者、日本語を解せない外国人等）の避難誘導を円滑に実施するために、その対応方法を記載する（高齢者世帯、福祉施設等における自ら避難することが困難な者の搬送方法等）。

(9) 要避難地域における避難残留者の確認

要避難地域に避難残留者が出ないように、避難残留者の確認方法を記載する（消防団員による戸別確認の実施等）。

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民に食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、

それらの支援内容を記載する。

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品及び服装について記載する。

- ・携行品　：健康保険証、運転免許証、パスポートなど身分を証明できるもの及び非常持ち出し品
- ・服装　　：頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等

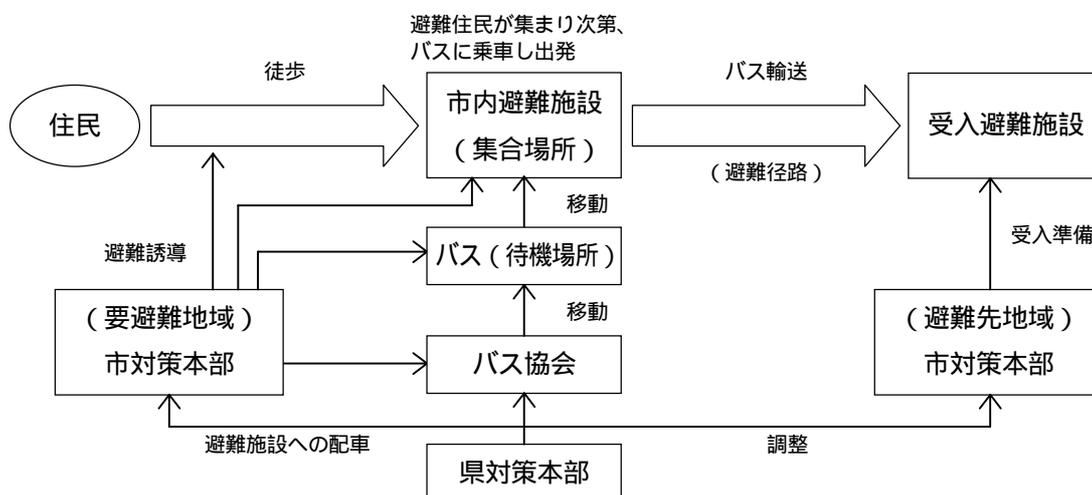
(12) 避難に関して問題が発生した際の緊急連絡先等

避難に関して問題が発生した際の市の緊急連絡先を記述する。

第3節 輸送手段による避難のフロー

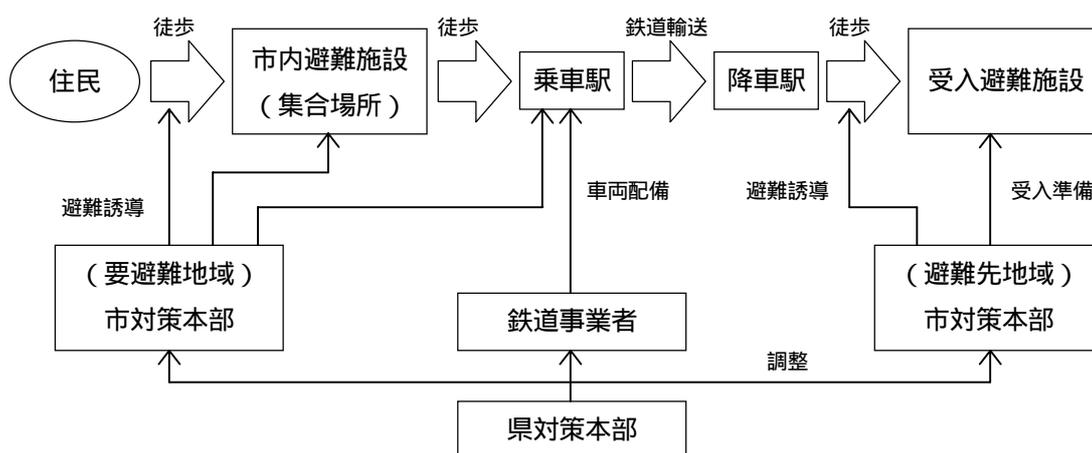
(1) バスによる避難

住民は、市内の各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
 集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動



(2) 鉄道による避難

住民は、市内の各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難
 集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動
 乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動
 降車駅から受入避難施設まで、原則徒歩で移動



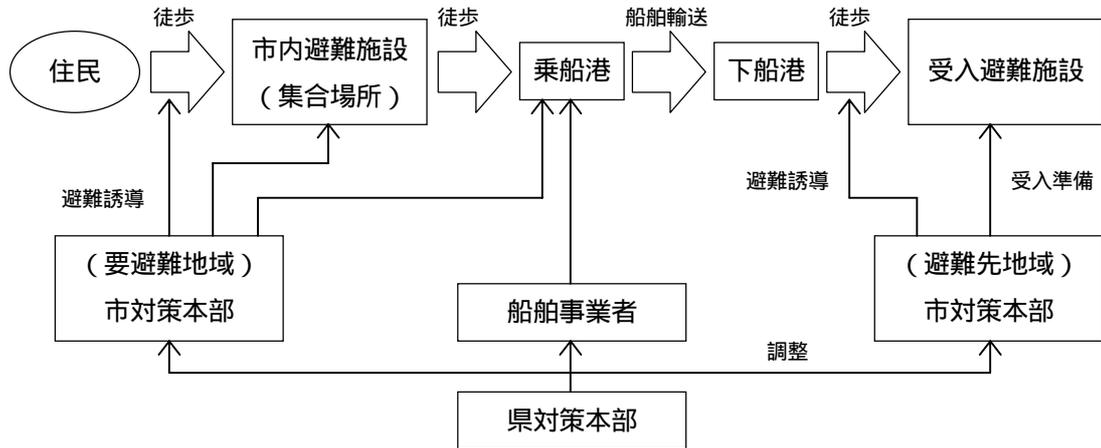
(3) 船舶による避難

住民は、市内の各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難

集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗船港へ移動

乗船港から船舶輸送で下船港に移動

下船港から受入避難施設まで、県からの借上げ車両または徒歩で移動



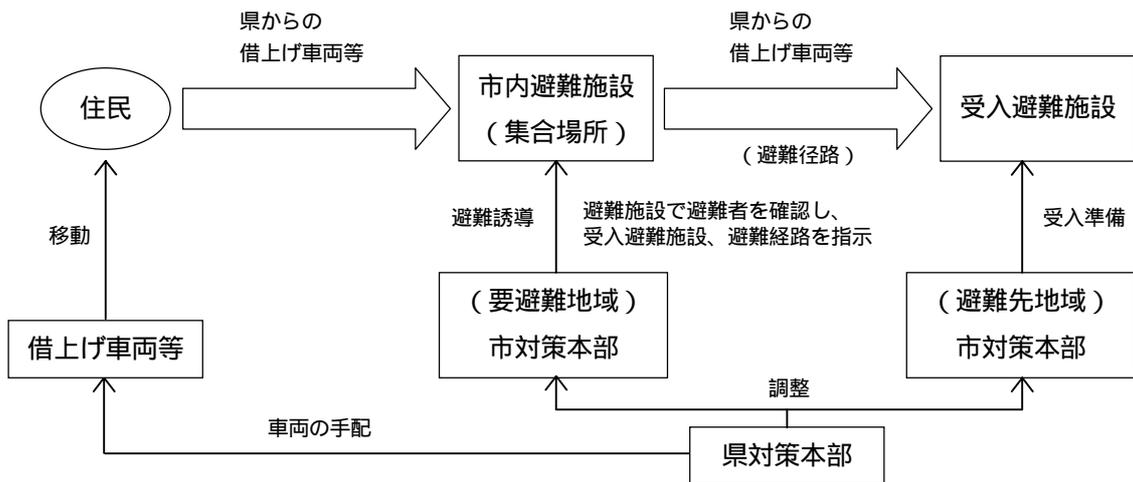
(4) 借上げ車両等による避難（災害時要援護者）

県の借上げ車両等により各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に移動

集合者並びに災害時要援護者を確認し、受入避難施設および避難経路を指示

県からの借上げ車両等により受入避難施設まで移動

県からの借上げ車両等の範囲：市の公用車、県の公用車、バス、災害時要援護者の避難に用いる自家用車（マイカー、地域内の事業所の車両、介護タクシーなどを想定）



第4節 避難実施要領のパターン

1 市において想定される武力攻撃事態

国民保護措置を実施するにあたり、国が作成している「国民保護に関する基本指針」においては、着上陸侵攻、航空攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び弾道ミサイル攻撃の4類型を、想定される武力攻撃事態としている。

各武力攻撃事態の内容と三重県及び市において想定される事態を以下のように整理する。

着上陸攻撃	ゲリラや特殊部隊による攻撃	弾道ミサイル攻撃	航空攻撃
<ul style="list-style-type: none"> ・侵略国が侵攻正面において海上または航空優勢を得た後、海または空から地上部隊等を上陸または着陸させて侵攻すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるものの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器（核、生物及び化学兵器）を搭載して攻撃することも可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な施設の破壊を目的として、航空機に搭載したミサイルとにより急襲的に行われる攻撃

2 市において想定される緊急処理事態

これらテロ等の事態については、「国民保護に関する基本指針」では、武力攻撃に準ずる緊急処理事態としており、下記の事態例を示している。

各緊急処理事態の内容と三重県及び市において想定される事態を次のように整理する。

攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
危険性を内在する物質を有する施設	多数の人が集合する施設等	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ、弾道ミサイル等）
<p>【事態例】 危険物積載船への攻撃 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</p>	<p>【事態例】 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破 大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>	<p>【事態例】 ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散 爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。</p> <p>【事態例】 炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、すでに被害が拡大している可能性がある。</p> <p>【事態例】 市街地等におけるサリン剤等化学剤の大量散布 化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。</p>	<p>【事態例】 航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

第5節 市における避難実施要領のパターン（モデル）

1 避難実施要領のパターン（モデル）

市の地域特性等を踏まえ、以下の5つの武力攻撃事態のケースについて、避難実施要領のパターン（モデル）を作成する。

弾道ミサイル攻撃のケース（突発的で着弾地が不明の場合）

即時に弾道ミサイル発射の恐れがある場合 「屋内避難」タイプ

ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース（比較的時間的な余裕がある場合）

伊勢市内の中で一部住民が避難する場合 「市内避難」タイプ

ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース（大規模集客施設への突発的な攻撃の場合）

集客施設A周辺に化学剤を用いた攻撃 「市内避難（退避を含む）」タイプ

ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース（大規模集客施設が攻撃される恐れのある場合）

集客施設Aの爆破予告 「市内避難（退避を含む）」タイプ

市民全員及び観光客等の市外への避難のケース

伊勢市内の市民全員が避難する場合 「県内避難」タイプ